

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

			管理No.
施設の名称	酒田北港緑地	指定管理者	クリーンサービス株式会社
所在地	酒田市高砂地内	県担当課	港湾課
指定期間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和10年 3月31日	(電話番号)	(023－630－2447)
検証期間	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	・包括協定書、管理業務仕様書に基づき業務を実施。 ・施設の利用状況に応じて増回対応の実施。 ・自由広場の除草作業を増回実施(年1回→年5回) ・巡回による利用者への施設の利用の注意喚起、指導の実施。	評 価	《評価の理由》
		A	協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、保守点検及び使用管理について適正に実施されている。また、関係機関との連絡・調整にも積極的かつ丁寧に取り組んでいる。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	・浄化槽設備の不具合。(浄化槽内の破損、ばっ気設備の不良) ・自由広場、炊事場での火気の取り扱い。(東屋での火気使用、薪・炭の使用後の消火等) ・炊事洗い場取り扱い。(排水管の詰り等) ・管理棟、自由広場、駐車場、築山へのゴミの投棄・処分。(持込飲食物・殻等の投棄) ・自由広場の雑草。(除草回数)	《課題等の原因分析》 ・設備の経年劣化によるもの。 ・施設利用上の遵守・注意事項の周知不足によるもの。 ・常駐者がいないことにより、監視しきれないことによるもの。	
課題、問題点への今後の対応	施設機能改善に向け、不具合箇所は計画的に修繕を実施する。また、施設利用者の遵守・注意事項については、引き続き利用申込時の説明や張り紙等により周知していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	・トイレ清掃に満足、感謝頂いた。 ・施設前のゴミの回収増、清掃対応の要望有り。自動販売機設置業者との協議、ゴミ箱の増数設置の対応。外部からの持込、放棄、施設に常勤者がいない、毎日の清掃でないという事から、ある一定の衛生管理に努めた。 ・手洗い石鹸、ペーパータオル、消毒アルコールの設置、冬場の施設開放、担当部局担当者と協議中。	評 価	《評価の理由》
		B	意見、要望を丁寧に分析し、可能なものから随時対応がなされている。指定管理者として適切な管理がなされている。
意見・要望等への今後の対応	寄せられた意見や要望からニーズを把握のうえ可能なものから対応し、指定管理業務の範囲を超えるものについては、県と指定管理者とでその都度協議しながら、今後も利用者の利便性向上を図っていく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・施設利用に応じた清掃の増回、ペーパー補充の実施。(環境・衛生の確保) ・トイレバイオ消臭の実施。(環境・衛生の確保) ・防犯カメラの設置。(施設の防犯) ・車両による巡回警備の実施。(施設利用者への安全・防犯) ・自動販売機の設置。(周辺施設利用者への利便性・熱中症対策) ・自由広場除草作業増回実施。(施設利用者への利便性・施設利用の向上・火気使用による安全の確保)	評 価	《評価の理由》
		A	利用者のニーズに応え、指定管理者のノウハウを活かした各種取組みがなされている。
② 経費の節減	・施設(照明・換気扇・外灯)タイマーの調整(設定)、自動販売機の稼働調整。(電気料の節減) ※日没時間、施設利用時期(季節)での見直し ・巡回確認による、止水。(水道料の節減)	評 価	《評価の理由》
		A	施設管理全般について、経費削減に努めていると評価できる。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・市外からの釣り人の施設利用の増加。(地域の活性化) ・小さな親切の会等、清掃活動への参加。(地域貢献) ・市内業者への業務委託の発注。(雇用の確保)	評 価	《評価の理由》
		B	状況に適した対応を実施し地域の活性化に努めている。
総合的な評価	施設の経年劣化等の問題を抱えながらも、経費削減に努め、利用者ニーズに応えつつ、防犯カメラや車両巡回実施による防犯対策にも取り組むなど、指定管理者が持つノウハウを活かした管理運営に尽力している。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
B : 概ね適正に実施されている。
C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。